

日本子ども虐待防止学会 第30回学術集会かがわ大会

-宗教の信仰等を理由とした児童虐待-
支援者としてどう対応するべきか

2024年12月1日

エホバの証人問題支援弁護団

文責：中村大介、山崎創生

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にあたる企業などはありません。

1) 虐待実務指針は拡充の余地がある

現行制度には、以下3点の拡充余地があると考えます。

- ①虐待行為に宗教団体が関わっているのが明らかである一方、宗教団体に何ら法的措置が取れない（P13）。
- ②「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」には宗教虐待Q&Aの内容を反映させる余地がある（P14）。
- ③「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて（児相と市町村の虐待支援実務指針）」にも宗教虐待Q&Aの内容を反映させる余地がある（P15）。

3) 支援者が虐待の全体を聞いて判断

宗教虐待Q&Aの複数項目に渡る虐待が見られる教団が存在します。そのため、発見事実以外の虐待項目があると疑う必要があります。

また、児童も保護者もは宗教虐待Q&Aの存在も内容も知らないケースがほとんどと思われます。教団は宗教虐待Q&Aの存在を信者に知らせないためです。

そのため、児童には被虐待経験について申告をすることを期待できないと思われます。そのため、**支援者が積極的に宗教虐待Q&A全体に渡って聞き出すことが必要です（P28）**。

資料本編（全58枚）は右で検索してください。

2) 宗教虐待は3つの類型に分けられる

宗教虐待Q&Aに示された虐待行為は3つに分けられると考えます。

- ①輸血拒否などの医療ネグレクトやムチなどの身体的虐待など、その行為をもって直ちに虐待とする類型（以下「直接虐待」）。
- ②交友禁止、娯楽禁止をはじめ、その行為単独では虐待とはいえずらしいものの、その行為に一定の要件が合わさる場合に虐待とする類型（以下「間接虐待」）
- ③児童への影響が軽微な行為など、原則として児童虐待に該当しないとする類型

4) 宗教虐待の対応フロー案

宗教虐待に学校、児相・市町村などの現場で対応していくために、学校での実務指針、児相・市町村での実務指針に実務フローを追加することが必要だと思われます。そのためフロー案を作成しました。

- ①学校での実務（案）は、児童虐待防止方及び「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」に沿って、発見次第、児童相談所に通報することです（P32）。
- ②児童相談所・市町村での実務案は、宗教虐待全体の把握と、「宗教虐待Q&A」を保護者に提示することを基本とするものです（P36）。

エホバの証人 弁護団

検索

本資料の位置付け	4
1. 宗教虐待Q&Aの意義	8
2. 宗教二世Q&Aの支援者向け実務指針等への反映状況	1 2
3. 宗教虐待問題の構造	1 7
4. 宗教虐待Q&Aの解釈	2 1
5. 宗教虐待への対応のあり方	2 5
6. 学校等での支援のあり方について 試案	3 2
7. 児童相談所・自治体等での支援のあり方について 試案	3 6
8. その行為をもって直ちに虐待とする類型（以下「直接虐待」）	4 2
9. その行為に一定の要件が合わさる場合に虐待とする類型（以下「間接虐待」）	4 9
宗教二世問題放置の社会的コスト	5 7

本資料の位置付け

本資料は、宗教の信仰等を理由とする児童虐待（以下「宗教虐待」といいます。）の防止実務や研究に關与する支援者の方々向けに、宗教虐待の内容と支援のあり方を、宗教虐待について相応の知見をもつ実務家の立場から提案したものです。

宗教虐待Q&Aが発出される前後から宗教を理由とした児童虐待について様々な報道や調査がなされましたが、支援者向けに支援のあり方を提案したものは限られるように思われます。

宗教二世支援には、宗教虐待Q&Aに基づいて支援者の中で議論が深まる必要があるかと思われませんが、私どもの観察では散発的・限局的なものにとどまっており、社会全体としてそのような議論が深まっていないように思われます。

本資料が宗教虐待被害の支援に携わる皆様の実務の一助になることを期待しております。

本資料は宗教二世や信者に対する批判を目的としたものではありません。本資料に基づいて、各宗教団体信者への迫害・ヘイトはしないようお願い申し上げます。

本資料は、宗教虐待の防止や被害回復を支援する支援者の皆様にて、宗教虐待の被害にあった宗教二世の支援に向けたマニュアルづくり、研修・勉強会開催資料、その他宗教虐待防止や被害支援に資する目的のために使用していただけます。

本資料の著作者・文責は五十音順に
中村大介（エホバの証人問題支援弁護団、株式会社如水、弁理士）、
山崎創生（エホバの証人問題支援弁護団、狛グローカル法律事務所、弁護士）
です。

本資料は、クリエイティブコモンズライセンスのCC-BY-NC-SA「表示-非営利-継承」に基づき提供されています。

<https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/deed.ja>

上記ライセンス条件とは異なる形での利用を希望される場合は、本資料の著作者までエホバの証人問題支援弁護団のホームページ（<https://jw-issue-support.jp/contact/>）からご連絡ください。

発表日付	資料タイトル	調査機関	略称
2022/11/1	「宗教2世」当事者の実態調査 1131 人の回答分析から見えてきたもの	社会調査支援機構チキラボ	
2023/04/28	「信仰を理由に輸血を拒否された経験を持つ医師は7割」	日経メディカル	
2023/11/20	「宗教団体「エホバの証人」における宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する実態調査報告書」	エホバの証人問題支援弁護団	弁護団調査
2023/11/28	エホバの証人教団内での性的虐待に関する調査報告(2023年11月版)	JW児童虐待被害アーカイブ	
2024/04/26	保護者による宗教の信仰等に起因する児童虐待に関する調査研究 報告書	子ども家庭庁、三菱UFJリサーチ&コンサルティング	

1. 宗教虐待Q&Aの意義

【児童虐待の定義、児童虐待事例について】

(①基本的な考え方)

問1-1 児童虐待に当たるか否かという点において、宗教関係であることをもって、その他の事案と取扱いが異なることとなる部分はあるのか。

(答)

背景に宗教等(靈感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をあおるものを含む。)の信仰があったとしても、保護者が児童虐待防止法第2条各号に規定する児童虐待の定義に該当するものを行った場合には、他の理由による虐待事案と同様、児童の安全を確保するため、一時保護等の措置を含めた対応を講ずる必要がある。

児童相談所や市町村においては、児童の権利条約第14条において、児童の思想、良心及び信教の自由について児童の権利を尊重すべきことが定められていることや、児童の場合には必ずしも自由意思の下で宗教等を信仰しているとは限らないこと等も踏まえ、宗教等の信仰に関する事案についても、児童虐待に該当する行為が疑われる場合には迅速に対応することが求められる。

なお、以下問2-1から問5-2までにおいて、宗教の信仰等を背景として生じる可能性のある児童虐待事案を例示している。児童虐待防止法第2条各号に定める児童虐待への該当性を判断するに当たっては、これらの例示を機械的に当てはめるのではなく、児童の状況、保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断する必要がある。また、その際には児童の側に立って判断すべきである。

出所

「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ & A」

2022年12月27日厚生労働省子ども家庭局長

「宗教関係であることをもって、児童虐待の取り扱いに異なる部分はない」と明確化。

→行為の動機が信仰にあるかは、児童虐待の判断との関係で無関係。なされた行為が児童虐待にあたるかが重要。

問6-4 宗教の信仰等を背景として保護者から児童の心身に対して行われる行為について、一つひとつの行為による児童への影響が軽微である場合には、仮に児童の養育環境や福祉の観点から不適當であっても、児童虐待に該当する余地はないのか。

(答)

宗教の信仰等に関する事案であるか否かにかかわらず、個別事例が児童虐待に該当するかどうかという点を判断するに当たっては、児童の状況、保護者の状況、生活環境等の状況から総合的に判断すべきである。このため、一つひとつの行為が軽微である場合にも、児童虐待に該当する場合もあることに十分に留意し、児童に対して及ぼす影響を総合的に考慮して判断する必要がある。

出所

「宗教の信仰等に係る児童虐待等への対応に関するQ & A」
2022年12月27日厚生労働省子ども家庭局長

**「一つ一つの行為が軽微である場合にも総合的に判断すべき」とされており、支援者の裁量・見識に委ねられている部分がある。
→宗教二世を理解する必要性がある**

問1-2 宗教団体の構成員、信者等の関係者等の第三者から指示されたり、唆されたりするなどして、保護者が児童虐待に該当する行為を行った場合はどのように対応すべきか。

(答)

児童虐待行為は、暴行罪、傷害罪、強制わいせつ罪、強制性交等罪、保護責任者遺棄罪等に当たり得るものであり、また、これらの犯罪を指示したり、唆したりする行為については、これらの罪の共同正犯（刑法60条）、教唆犯（61条）、幫助犯（62条）が成立し得る。

このため、こうした事例への対応に際しては警察と迅速に情報共有を図るなどして適切な連携を図ることが必要である。

児童相談所においては、児童の最善の利益を考慮し、児童虐待行為について告発が必要な場合には、躊躇なく警察に告発を相談するべきである。

出所

「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A」
2022年12月27日厚生労働省子ども家庭局長

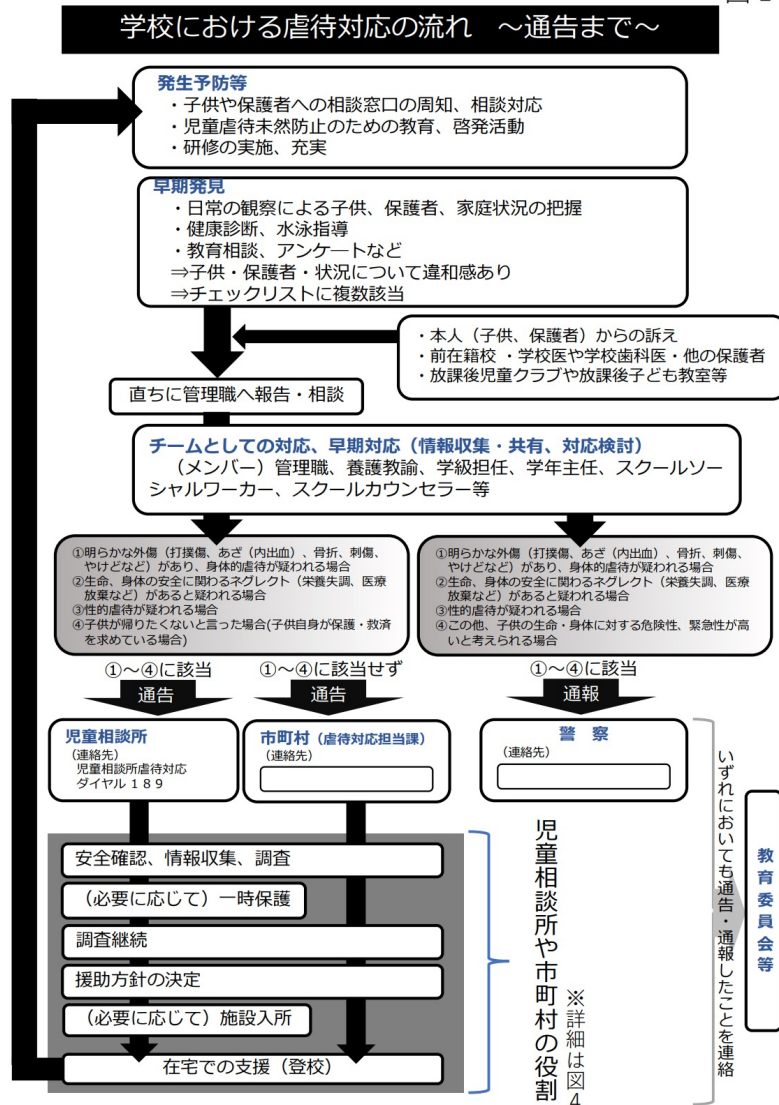
保護者以外の第三者（宗教団体の構成員等）が関係する場合があります。現行法では組織・構成員による虐待行為への対策は期待できない。

→支援者が（必要に応じて他機関と連携して）積極的に宗教二世を保護する必要がある。

2. 宗教二世Q&Aの 支援者向け実務指針等への反映状況

宗教虐待Q&Aに示された虐待項目	保護者による虐待行為の関連法規		虐待行為に教団が関与した場合に、適用可能な関連法規
	関連法規	宗教虐待Q&A該当箇所	
「ハルマゲドンで滅ぼされる」と繰り返し教える	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止法2条3号（ネグレクト） ・児童虐待防止法2条4号（心理的虐待） 	問3-1	ない
「世の人」との友人関係の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止法2条3号（ネグレクト） ・児童虐待防止法2条4号（心理的虐待） 	問3-2	ない
動画、アニメ、漫画等の娯楽の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止法2条4号（心理的虐待） 	問3-3	ない
「証言」の強制	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止法2条4号（心理的虐待） 	問3-4	ない
集会・大会への参加強制	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止法2条3号（ネグレクト） ・児童虐待防止法2条4号（心理的虐待） 	問2-3 問3-1 問4-7	ない
伝道への参加強制	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止法2条4号（心理的虐待） ・「問3-5」は、宗教の布教活動に参加させるため脅迫又は暴行を用いた場合には刑法の「強要罪」に該当する可能性もあると留保付きで明記する。 	問2-3 問3-1 問3-5 問4-7	ない
大学進学に否定的指導	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止法2条3号（ネグレクト） ・児童虐待防止法2条4号（心理的虐待） 	問4-3	ない
学校行事へ参加させないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止法2条3号（ネグレクト） ・児童虐待防止法2条4号（心理的虐待） 	問4-6	ない
年齢に見合わない性的内容の学習	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止法2条2号（性的虐待） 	問5-1	ない
審理委員会で性的体験の告白	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止法2条2号（性的虐待） ・児童虐待防止法2条3号（ネグレクト） 	問5-2	ない
輸血拒否等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止法2条3号（ネグレクト） ・刑法218条（保護責任者不保護罪等） 	問4-5	個別事情により、理論上は保護責任者不保護罪の教唆を検討し得る。
鞭	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止法2条1号（身体的虐待） ・刑法208条（暴行）・刑法204条（傷害） 	問2-1 問2-2	個別事情により、理論上は暴行又は傷害の教唆を検討し得る。

図 1



学校向けの
文部科学省の手引には
宗教虐待に関する記述が
まだ追加されておらず追加
する余地がある。

出所
学校・教育委員会等向け
虐待対応の手引き
文部科学省
令和2年6月改訂版

2. アセスメント項目

(11) 項目	(12) 状況例 ※別紙2「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート (例)」の記載上の留意点「リスク因子の主な指帰例」を参照のこと	(13) 把握した状況及び様子	① / ②		③ / ④		⑤【実施日 / 】 / ⑥【実施日 / 】	
			(14) リスク あり なし	(14) リスク 不明 不明	(14) リスク あり なし	(14) リスク 不明 不明	(15) 受理会議等での リスク	(15) 受理会議等での リスク
虐待 状況 の 確 認	1 身体的な状況 (身体的虐待)	<ul style="list-style-type: none"> ○顔部、顔部、胸部の殴打・蹴る等で生命の危険に係る受傷 ○受傷状況不明の骨折 ○首締め、布同差し・鼻と口を塞ぐなど窒息につながる行為 ○乳幼児肥さぶられ症候群等の虐待による乳幼児頭部外傷疑い ○熱中症、低体温症を招くような環境下での放置 ○新田産生した傷がある ○熱中症、低体温症を招くような環境下（車中の放置等）での放置 ○玄関やベランダに締め出し、子どもが求めても中に入れない等 	①					①
	2 ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な医療者のいない環境下での出産 ○乳幼児の遺棄・置き去り・放置 ○脱水症、栄養失調のため衰弱している ○慢性的な栄養不良や体重増加不良 ○必要な医療を受けさせない ○登校・登園させない ○慢性的に劣悪な住環境 ○予防接種を合理的な理由なく受けさせない等 	①					①
	3 性的な被害の 状況 (性的虐待)	<ul style="list-style-type: none"> ○性交等、性的行為、性的接触 ○生殖器、口腔、肛門への侵入を伴う行為 ○性感染症や性器・肛門の傷がある ○プライベートゾーンを触る、舐めさせる（着衣の場合を含む） ○児童がレノの被写体にする ○強制的に性的描写や性交等を見せる ○子どもに対して奇異な言葉を発する ○子どもに違和感があっても一緒に入浴することを強要する等 	①					①
	4 心理的な状況 (心理的虐待)	<ul style="list-style-type: none"> ○心中や自殺を強要・教唆する ○子どもが感知できる環境下で次の行為が行われている・ドメスティックバイオレンス・自傷行為 ○刃物を使って威嚇をする ○子どもに対して言葉による強い威嚇・脅め・非難、無視や拒絶的態度がある ○子ども自身の存在に関わるきょうだいの権限な差別がある・きょうだいの差別がある ○「生まなければ良かった」「死んでしまえ」「出て行け」等の発言がある ○監や家庭学習の権限な無理強い ○夫婦喧嘩に伴う通告、または口論や不和等 	①					①

※文書内の位置付けは「地方自治法245条の第4第1項に基づく技術的助言」であるとされています。

出所
児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通
リスクアセスメントツールについて
平成29年3月31日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童相談所、市町村向けのこども家庭庁の手引（※）には宗教虐待に関する記述がまだ追加されておらず、追加する余地がある。

- 「宗教虐待」とされる行為の児童虐待該当性の判断の困難性
 - 「宗教虐待」該当行為が多種多様であること
 - 「宗教虐待」該当行為が相互に関連性をもつこと
 - 全体像の把握が困難であること子どもの真の意思を把握することが困難であること
 - 宗教への理解が必要か？

- 現場に判断が委ねられている範囲が大きい
 - 宗教虐待Q&Aは画期的な内容であり、被害を防止するうえでは有用。但し、判断基準に解釈余地が大きく、支援者と、保護者（場合によっては児童）との葛藤が生まれうるものであり、もう少し現場判断をサポートする手立てがいるのではないか。

- 保護者以外の強力な第三者の介入がありうること
 - 宗教団体やその関係者による抵抗が想定される。これには物理的な抵抗、裁判手続を用いた抵抗がありうることに加えて、保護者や児童を通じた介入も想定される。従来の児童虐待の対応とは、別の配慮が必要になる。

3. 宗教虐待問題の構造

- 宗教による虐待被害（トラウマ）の発生は、子どもに限ったものではない。宗教的メッセージ、信念、経験に起因する広範な心理的ダメージをReligious Trauma Syndrome（宗教的トラウマ症候群、Religious Trauma や、Religious Abuseなどともいう。以下「RTS」。）という。
（Alyson M Stone（2013）Thou Shalt Not: Treating Religious Trauma and Spiritual Harm With Combined Therapy（Group Vol37 No4（2013））
 - RTSによる被害の例（Winell, M.（2011）Religious Trauma Syndrome（Series of 3 articles）, Cognitive Behavioural Therapy Today, Vol. 39, Issue 2, May 2011, Vol. 39, Issue 3, September 2011, Vol. 39, Issue 4, November 2011. British Association of Behavioural and Cognitive Therapies, London. ）
 - 混乱、意思決定の困難、自己決定の困難、自己意識の未発達
 - 「世」に対する不安、パニック発作、地獄への恐怖、憂鬱、自殺願望、怒り、苦々しさ、裏切り、罪悪感、悲しみと喪失、感情表現の難しさ
 - 睡眠障害や摂食障害、薬物乱用、悪夢、完璧主義、性に対する嫌悪感、身体に対する否定的なイメージ、衝動制御の問題、喜びを味わうことへの困難、所在のなさ
 - 家族や社会ネットワークの崩壊、孤独、社会や個人的な関係の問題
 - RTSは特定の宗教環境（抑圧的、制限的、濫用的環境）にいる場合と、当該環境の離脱時（信仰を捨てるトラウマともいえる。）に生じる。
 - RTSの重症度は、特定の教会、牧師、または親の特定の教えや実践によって異なるが、RTSのリスクが最も高い類型として以下のような人物像が挙げられる。
 - ①宗教の中で育てられ、②外界から隔離され、③非常に誠実かつ個人的に宗教に関与している、および/または④その宗教が非常に支配的な形態である場合。
- つまり、宗教2世はもともと重症になりやすいと言える。

- RTSを引き起こす宗教とは何か
 - Marlene Winell 博士が示す基準
 - ・ Foundation of fear(恐怖の基盤)
 - ・ Self as Bad(悪しき自分)
 - ・ Cycle of Abuse (虐待のサイクル)
 - ・ Don't think, Don't feel(考えるな、感じるな)
 - ・ Abuse of Power (権力の濫用)
 - Ronald M.Enroth教授が示す基準 (Churches that abuse (1992))
 - ・ Authority and Power (権威と権力)
 - ・ Manipulation and Control (操作と支配)
 - ・ Elitism and Persecution (エリート主義と迫害)
 - ・ Life-style and Experience (ライフスタイルと経験)
 - ・ Dissent and Discipline (反対意見と規律)
 - Steve Hassan博士が示す基準 (BITEモデル) (THE BITE MODEL OF AUTHORITARIAN CONTROL:UNDUE INFLUENCE, THOUGHT REFORM, BRAINWASHING, MIND CONTROL,TRAFFICKING AND THE LAW)
 - ・ Behavior Control (行動統制)
 - ・ Information Control (情報統制)
 - ・ Thought Control (思考統制)
 - ・ Emotional Control (感情統制)

問題の背景は、「ハイコントロール」な宗教組織

「ハイコントロール」とされる宗教組織の特徴として、以下の点が挙げられます。

1. 組織に対する絶対的な忠誠を要求。
 2. メンバーの行動や思考、情報源を強く管理。
 3. 外部社会や家族との接触を制限。
 4. 組織の教義に反する行動や思考を行うメンバーに対する罰や排斥。
 5. 経済的・社会的・精神的なリソース（※）を組織に捧げることを要求。
- ※お金、体力、時間、精神的負荷

→現在、宗教虐待の文脈において問題視されている宗教団体の大部分は、この特徴を有していると考えてよい。

→宗教虐待への対応を考える際に、その宗教の特徴を概要だけでもいいので理解しておくことは重要。特に虐待行為を正当化／責任回避する理屈を示されたり、保護者や子どもが虐待行為を支持し同意する行動をとる際に動じない見方を養うことができる。

（一般的な日本人の感覚とは異なる宗教観や世界観が背景にある）

4. 宗教虐待Q&Aの解釈

- 宗教虐待Q&Aには、20の児童虐待事案が示されている（問1-1）。しかし、類型が様々であり、個々の保護者の行為が児童虐待にあたるのかの判断が必ずしも容易ではない（問1-1（総合的判断）、6-4（総合的判断））。
- まず宗教虐待にあたるか否かの判断にあたっての大原則を整理。
 - 宗教等の信仰に関する事案についても、児童虐待に該当する行為が疑われる場合には迅速に対応する（問1-1）：「疑い」があれば対応が義務。
 - 宗教団体の構成員、信者等の関係者からの指示・教唆：警察との連携・告発が推奨
 - 行為自体の軽微である場合も、児童に対し及ぼす影響を総合的に考慮する（問6-4）
- その上で、宗教虐待Q&Aでは、行為を大きく3つに分けていると思われる。
 - ①**その行為をもって、直ちに虐待とする類型**（以下「直接虐待」）
 - ②**その行為に一定の要件が合わさると虐待とする類型**（以下「間接虐待」）
 - ③**原則として虐待にはあたらないとする類型**

①その行為をもって直ちに虐待とする類型（以下「直接虐待」）

- ・身体的虐待類型のほぼ全て：児童の身体に外傷を生じ、生じさせるおそれのある体罰（問2-1、2-2）。
 - ・心理的虐待の一部：宗教活動への強制、人生選択の強制、継続的な恐怖の刷り込み（問3-1）
 - ・ネグレクトの一部：輸血拒否カードの携帯（問4-5）、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事の提供をしない（問4-2）、人工妊娠中絶の同意拒否（問4-10）
 - ・性的虐待の大半：人工妊娠中絶への同意拒否（問4-10）、性的表現を見せる/伝える行為（問5-1）、性経験を話すことの強制（問5-2）
- これらは、直ちに児童虐待にあたる。速やかに対応が求められます。何らかの事情で虐待行為が正当化されることはありません。

②その行為に一定の要件が合わさる場合に虐待とする類型（以下「間接虐待」）

- ・心理的虐待の大半：交友制限（問3-2、社会通念上一般的か否か）、娯楽の制限（問3-3、児童の年齢相応の娯楽か否か）、信仰の告白・宣言の強制（問3-4、児童本人が信仰する宗教を知られたくないと思っているか）、布教活動への参加（脅迫・暴行がある場合に限る。上記①の心理的虐待も含まれる。）
 - ・ネグレクトの大半：（問4-1、社会的相当性を著しく逸脱する行為を唆す者がいる宗教への入信を止めないこと）、高校進学への制限（問4-2、合理的な理由が必要なく宗教等の協議を理由とする場合）、学校行事への参加制限（問4-6、児童が参加を希望しているか）、布教活動等の参加（問4-7、養育の著しい懈怠か）
- これらは、一定の要件が必要になります。もともと、その大半は日本における社会常識に従って判断すれば足りる。問題は、児童の認識を要件とする類型です（次ページ参照）。

③原則として児童虐待に該当しないとする類型

- ・大学進学への制限（問4-3、宗教教義を理由とする場合は例外的に心理的虐待）
- ・児童への影響が軽微な行為（問6-4、児童の状況、保護者の状況、生活環境等の状況から総合的判断）

個々の虐待行為が児童虐待に当たるか否かをどう判断するか

前頁でも触れた通り、児童の認識を児童虐待の要件とする類型や、児童の心身に対する影響が軽微な行為の場合、判断は難しくなります。

その際に、支援者が注意を要するのは、以下の点です。

- ・宗教虐待Q&A問1-1「児童の場合には必ずしも自由意思の下で宗教等を信仰しているとは限らないこと等も踏まえ」
 - ・宗教虐待Q&A問6-1「宗教等に関する児童虐待を受けている可能性のある児童については、保護者から宗教等の教義に基づく考えや価値観の影響を強く受けている場合があるため、自らの置かれている状況を問題として認識し訴えることが難しい場合がある。」
- 前述のハイコントロールな宗教では、成人の信者の自由意思すら抑圧するものであることを思い出していただきたい。児童に自由意思が本当にあるのかは注意が必要。

さらに、宗教虐待Q&A 6-4には「一つひとつの行為が軽微である場合にも、児童虐待に該当する場合もあることに十分に留意し、児童に対して及ぼす影響を総合的に考慮して判断する必要がある」とあります。

この「児童の認識」や「総合判断」について特に重要なのは、「従わなければどうなるかわからない」「従わなければ養育されないのではないか」「従わなければ叩かれる」という恐怖であると我々は考えます。

なぜなら、個々の虐待が軽微に見えても、上記恐怖があれば強制力が強くなるため、恐怖による支配のもとに個々の虐待が行われていると推測できるからです。

5. 宗教虐待への対応のあり方



学校で起こる虐待例

- 学校行事への参加制限



家庭で起こる虐待例

- 伝道活動、宗教行事（集会、大会）への参加強制、姿勢の強制等
- 交友・交際の制限、マンガなどの娯楽制限
- 大学などの高等教育を受けること、仕事の選択制限
- 恐怖の刷り込みの心理的虐待と、親に従わなければネグレクト
- 保護者の過剰な寄付、献金によるネグレクト
- 児童のお金の使い込み
- 輸血拒否などの命に関わる部分のネグレクトの教理
- 鞭（ムチ）などの身体的虐待の教理



教団での指導

- 教団組織、教団関係者が虐待行為を教理化、実践を指導
- 信者同士の相互監視と上位信者への通報等により「ハイコントロール」な組織風土

**支援者の多くは学校で虐待を把握すると考えられる
一方、学校で把握できる虐待は全体のほんの一部。
→把握を糸口にして実態（全体）を可視化する努力が必要**

1. 児童を不安にさせない対応

「児相に通報する」「先生が保護者に言ってあげる」などと児童に言わない。児童は「親に知られるとどういうことが起こるかわからない」「養育されなくなるかも知れない」「叩かれるかもしれない」と思っている。

2. 児童の恥ずかしい気持ちを理解した対応

「宗教問題?」「宗教はなに?」などとストレートに宗教のことを聞かない。児童は宗教のことを「知られたくない」「恥ずかしい」と思っている。支援者は虐待行為に焦点を当てることで、宗教のことを聞かずに済む。

3. 宗教のことを聞かずに家のことを聞く

「家の状況を聞かせてほしい」というスタンスで臨む。児童はそれなら拒む理由が少ない。

1. 宗教虐待Q&Aの複数項目に渡って虐待行為が見られるケースがある

宗教虐待Q&Aの複数項目に渡る虐待が見られる教団が存在します。そのような教団の信者である保護者と児童は虐待行為をしており、発見事実以外の虐待項目があると疑う必要があります。

2. 児童は宗教虐待Q&Aの存在、その内容を知らない

児童にもよりますが、児童は宗教虐待Q&Aの存在も内容も知らないケースがほとんどと思われます。教団は宗教虐待Q&Aの存在を信者に知らせないため、保護者も知らないからです。学校でその存在を知ったとしても、何が虐待かまでは知らないと思われます。

3. 児童の申告によらず、宗教虐待Q&A全体を聞く

上述の通り、児童は宗教虐待Q&Aの内容をほとんど知らないと思われますので、被虐待経験について申告させることが期待できないと思われます。そのため、支援者が積極的に宗教虐待Q&A全体に渡って聞き出すことが必要です。

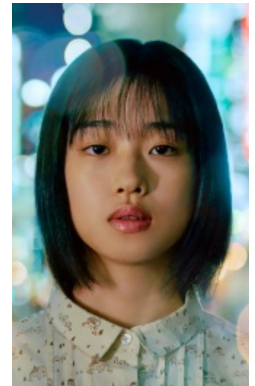
保護者や親の振る舞い: 保護者が過剰に支配的であったり、子どもに対して無関心であったり、会話や面接の際に子どもが極度に恐怖を感じている様子が見られることもあります。

社交的な兆候: 交友交際を禁じられているため、他の子どもたちとの交流が少なく、誕生日、クリスマスなどのイベントにも参加できないと知っているために、そのようなイベントに近づこうをしない、という特徴があります。

身体的な兆候: 着ている服が古い、持ち物が貧しいなどの兆候が経済的ネグレクトの可能性を示唆することがあります。

学校行事への不参加などの兆候: 柔剣道、騎馬戦、クリスマスや誕生日会、クラブ活動などへの不参加が見られます。

感情的・行動な兆候: 宗教を信仰していることを知られたくないのに、信仰を他人に告げなければならないことから、恥ずかしいという感情を感じます。表情が乏しかったり、妙に大人しいなどの特徴があります。



出所 NHKスペシャル
シリーズ“宗教2世” 神の
子はつぶやく

兆候を感じたら即座に声掛けをしていただきたい

宗教虐待Q&Aの項目に該当することが明らかでも、児童本人は「自分の意思でしている」と明確に言ったり、暗示したりすることがあります。その際に本人意思をどのように評価するのが問題になります。

「自分の意思」という言葉だけを捉えれば、児童の本音を汲めなくなります。

宗教二世の児童は以下のような感情をもっているために、表情ややり取りから丁寧に本音を汲み取ってほしいです。

- ・「正直に言ったらどうなるかわからない」恐怖
(中には養育されないリスクを具体的に認識できる児童もいる)
- ・親への忖度や遠慮
- ・親が好きという気持ちとの相克
- ・教え込まれてきた教理に反することへの恐怖（地獄に落ちる、滅ぼされる）
など



自分の意思です。

出所 NHKスペシャル
シリーズ“宗教二世” 神の子はつばやく

表情などの非言語表現から本音を読み取っていただきたい

2019年にイギリスの高等裁判所が14歳のエホバの証人の少年に対して、宗教的信念に反して輸血を受けることを命じたケースが取り上げられています。少年はリンパ腫の進行した状態で、輸血が必要とされました。少年は輸血に対して怒りと不満を示しましたが、裁判所は彼の生命を守るため、宗教的信念よりも医療的な必要性を優先しました。

[Dyer C. High Court rules that 14 year old Jehovah's Witness should have blood transfusions BMJ 2019; 367 :l6513 doi:10.1136/bmj.l6513](#)

カナダのケベック州で行われた裁判では、14歳のエホバの証人の少女に対する輸血命令が出されました。少女はホジキンリンパ腫と診断され、化学療法を受けていましたが、宗教的信念から輸血を拒否していました。しかし、担当医が少女の血小板数の低下を懸念し、裁判所に介入を求めました。Superior Court Justice Lukasz Granosikは、子どもの生命を守るためには時に本人の意思に反しても行動する必要があると判断し、大学病院に1ヶ月間の輸血を許可しました。この判決は、2009年の州の最高裁判決を踏襲しており、未成年者の医療決定権を認めつつも、生命が危険にさらされる場合は裁判所が介入する権限を持つとしています。この事例は、宗教的信念と生命を守る医療行為の間の難しいバランスを示しています。

[Jehovah's Witness, 14, ordered to receive blood transfusion despite beliefs
CBC News · September 22, 2017](#)

諸外国では、児童本人が輸血拒否する場合でも裁判所が輸血を許可する場合がある。児童本人の意思表示であっても、命に関わるようなことは本人の意思を認めない。

急迫な事情があつたり、重大な結果が伴う場合は、本人の意思（信仰）があつたとしても、躊躇なく一時保護などが必要ではないか。

6. 学校等での支援のあり方について 試案

3. 学校・教職員等の役割

(1) 学校・教職員の役割、責務

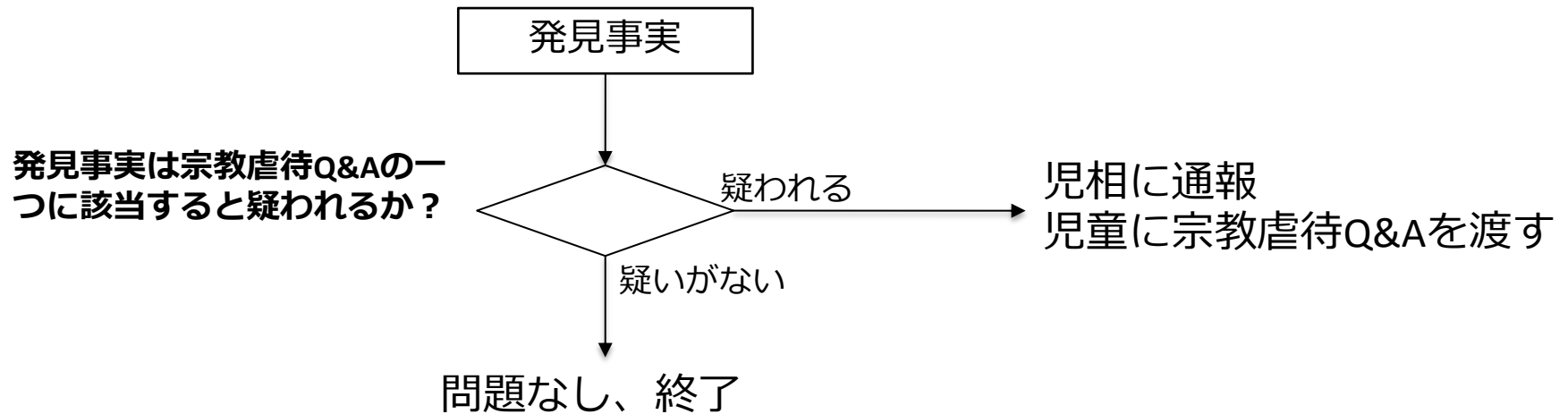
学校・教職員においては、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うことが求められます。

児童虐待防止法によって学校・教職員に求められる主な役割は、以下の①～④の4点ですが、虐待の有無を調査・確認したりその解決に向けた対応方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・支援したりするのは権限と専門性を有する児童相談所や市町村（虐待対応担当課）です。このことから、学校・教職員としては、(2)に挙げた関係機関の役割や専門性を念頭に置きつつ、学校としての役割を果たすようにしてください。個別の事案にどのように対応すべきかについては、対応編2～3で確認してください。

- ①虐待の早期発見に努めること（努力義務）【第5条第1項】
- ②虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）【第6条】
- ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）【第5条第2項】
- ④虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）【第5条第5項】

出所
学校・教育委員会等向け
虐待対応の手引き
文部科学省
令和2年6月改訂版

**手引書では①早期発見と速やかな通告、協力
②教育を求められています。**



- ①手引書に従って、疑わしいと思われる場合は即座に通報し児童相談所等に協力することを提案します。
- ②上記のようなフローを「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き（文部科学省）」内で閲覧できるようにするなど改定するのはいかがでしょうか？

☑	Q&A	質問・聞き方	メモ記入欄
<input type="checkbox"/>	—	児童の申告、発見事実、その他きっかけを糸口に、会話開始	
<input type="checkbox"/>	—	「他にも聞かせてくれる？」	
<input type="checkbox"/>	問4-5	輸血拒否カードなど医療ネグレクトにつながるものを所持していないか確認する	
<input type="checkbox"/>	問2-1 問2-2	身体的虐待について確認する	
<input type="checkbox"/>	問3-4 問4-6	先生や友人に自己の信仰を告白をするように言われているか確認する	
<input type="checkbox"/>	問3-3	マンガやアニメなどの娯楽が禁止されているか、どの程度かを確認する	
<input type="checkbox"/>	問3-2	交友交際の範囲に制限がないかを確認する	
<input type="checkbox"/>	問2-3 問3-1 問4-7 問5-2	宗教の集まりに行っているかを確認する ・『滅ぼされる』『地獄に堕ちる』と教わるか？ ・集会で性的なことを教えられたかを確認する ・深夜や早朝、平日に集会や大会がないか確認する ・長時間の姿勢矯正などの身体的虐待がないか確認する	このチェックリストを「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省）」内に追加するなど改定するのはいかがでしょうか？
<input type="checkbox"/>	問3-5 その他	宗教の伝道に行っているかを確認する。	
<input type="checkbox"/>	問3-1	宗教をやめると養育ネグレクトに遭うかを確認する	
<input type="checkbox"/>	問4-4	児童のお金を取られたりしたことがないかを確認する	
<input type="checkbox"/>	問4-3, 4-8、	進路について制限されることがないか、大学などの進学に否定的な指導をされていないか、確認する	

一つでも当てはまるものがあれば疑わしいため、児童相談所に通報する

7. 児童相談所・市町村等での支援 のあり方について 試案

① 厚生労働省が策定した信仰に絡む児童虐待への対応指針について、信者に周知するよう3月に同省から求められた宗教団体「エホバの証人」が、周知を行っていなかったことが教団関係者への取材でわかった。国の対応強化を求める声が上がっている。

出所 エホバの証人、厚労省の虐待対応指針を周知せず
「政府・行政の役割」 2023/12/19 読売新聞



エホバの証人

② 「エホバの証人」が、こども家庭庁に対して、宗教虐待を禁じるガイドラインを批判する趣旨の文書を提出していたことが分かった。

【独自】エホバの証人 宗教虐待禁じる「Q & A」を批判 文書700ページ以上で国を「牽制」か 2024年10月8日 FNN

こども家庭庁に求められたにも関わらず、宗教虐待Q&Aを信者に通知せず。その後、宗教虐待Q&Aに対して批判を展開し、さらに見直しを要求。

宗教団体は児童虐待に無関心、積極的な策を取る意思がないように見える。

→児童・保護者は宗教虐待Q&Aのことを知らない。

教団の田中富広会長は8月10日の会見で、靈感商法や高額献金、合同結婚式について批判が集まる現状が「信教の自由に反する」と訴え、活動に問題がないことをアピールした。特に、靈感商法については「過去においても現在も当法人が行ったことはない」と強調。高橋さんは「なぜあんなことが言えるのか理解できない」と不信感を強める。

出所旧統一教会の「宗教2世」「虐待」に声上げ始める
署名賛同者、2年前100人→銃撃事件後6万3000人
2022年9月21日 東京新聞

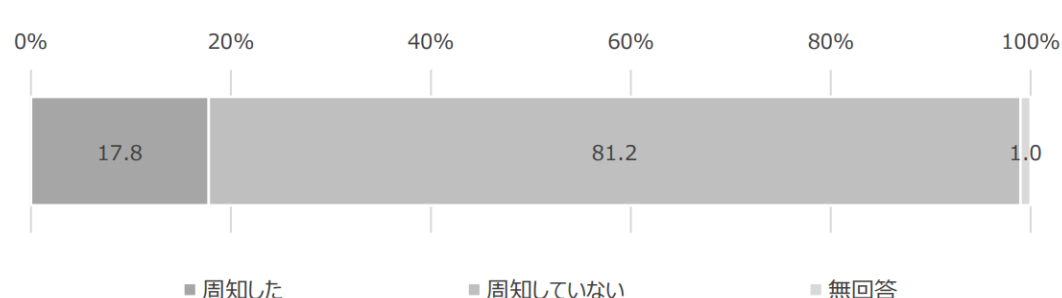


旧統一教会

**虐待に繋がる活動に対する批判について
「信教の自由に反する」と責任者**

自治体における Q&A の周知状況について聞いたところ、周知した自治体は 17.8%（206 件）であった。

図表 4-4 Q&A の周知状況(n=1,159)(単一回答)

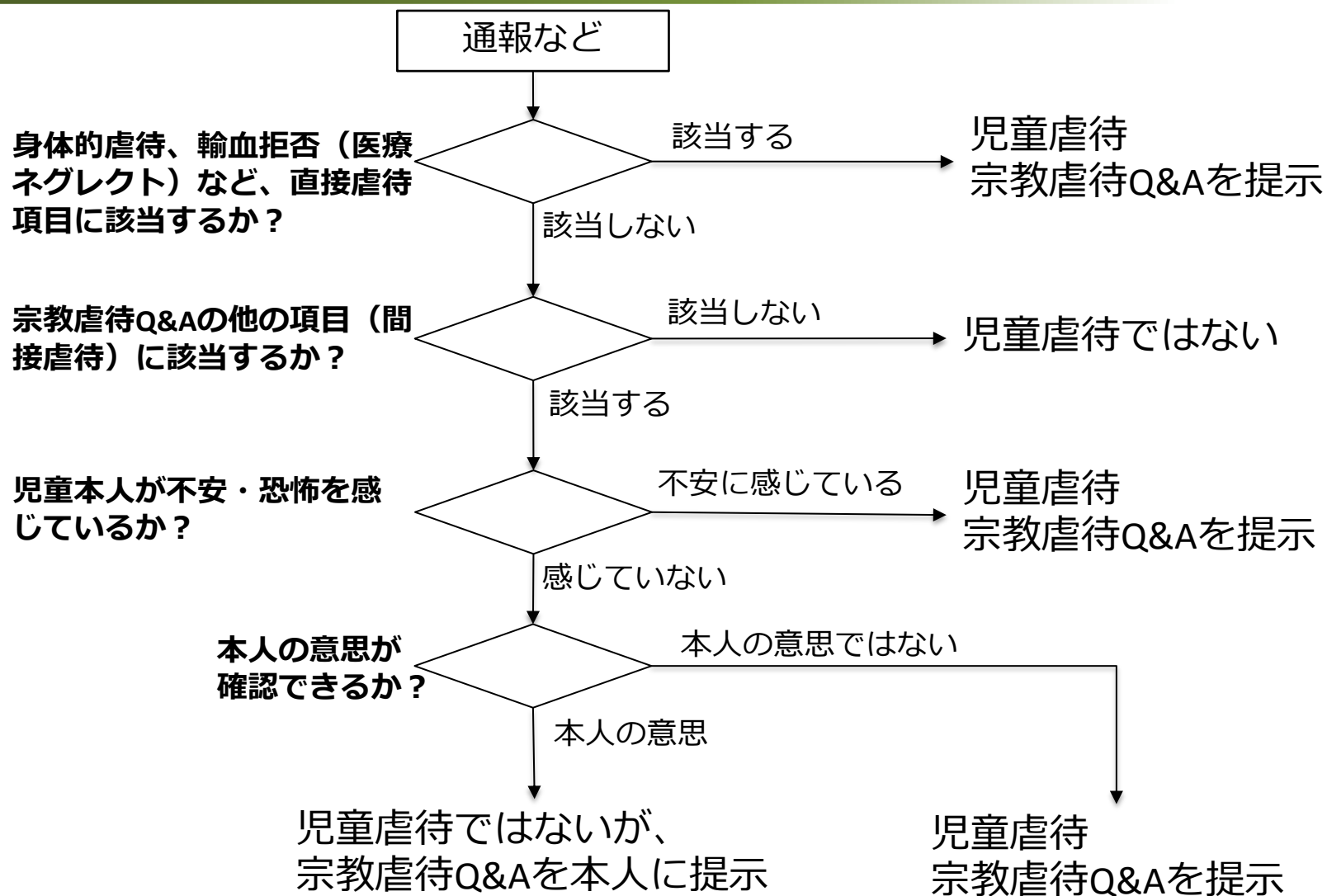


出所

[保護者による宗教の信仰等に起因する児童虐待に関する調査研究報告書
令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
三菱UFJリサーチ&コンサルティング](#)

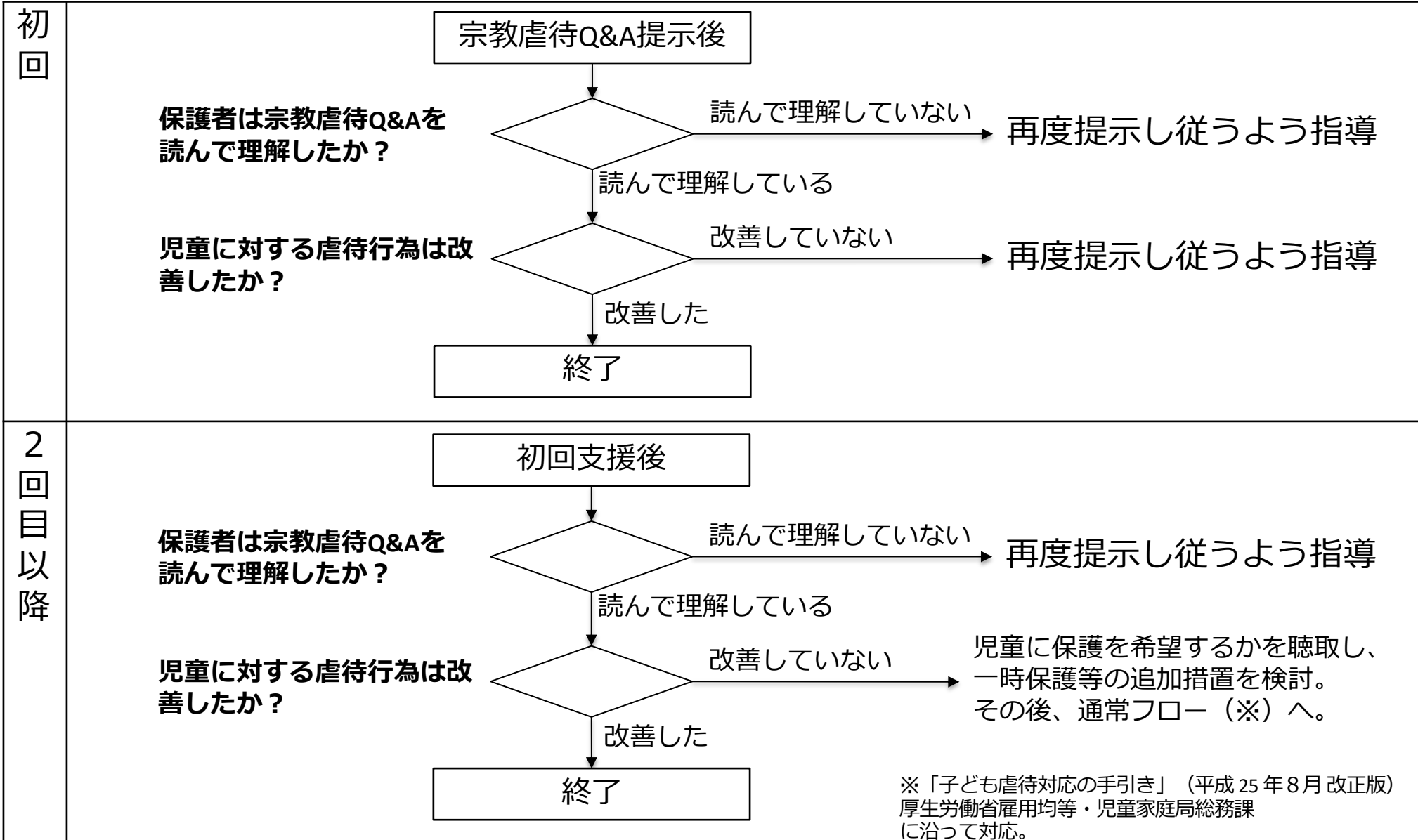
宗教虐待Q&Aを周知していない自治体が約81%。
保護者・児童が知っている可能性は乏しく、虐待が継続するおそれ。

**宗教二世支援の当初のあり方は、
保護者・児童への宗教虐待Q&Aの提示を基本とし、
必要に応じて一時保護などの対応を検討していくことでは？**



このフローを「子ども虐待対応の手引き（子ども家庭庁）」内に追加するなど改定するのはいかがでしょうか？

児童名		日付			
	状況例	把握した状況	リスク		
			あり	なし	不明
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・鞭（ムチ）打ち（2-1, 2-2）★ ・長時間の姿勢・動作の強制（2-3） ・深夜早朝の集会の強制（2-3） 				
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> ・学業に支障が出る程度の宗教活動（2-3） ・強制的な入信（4-1） ・過剰献金などのお金の使い込みによる養育懈怠（4-2） ・宗教活動に参加させるために拒否的な態度を示す ・輸血拒否カードの携帯（4-5）★ ・医療ネグレクト（4-5）★ ・保護者の宗教活動による養育懈怠（4-7） ・人工妊娠中絶への不同意（4-10）★ 	<p>このシートを「子ども虐待対応の手引き（子ども家庭庁）」内に追加するなど改定するのはいかがでしょうか？</p>			
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・教団の集まりで性的内容を学習させられる（5-1） ・教団関係者に自身の性的体験を告白させられる（5-2）★ 				
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・「滅ぼされる」「地獄に落ちる」と教わる（3-1） ・交友・交際の禁止（3-2） ・マンガ、アニメ等の娯楽の禁止（3-3） ・本人意思に反して信仰を他人に告白（3-4, 4-6） ・布教活動の強制（3-5） ・高等教育に否定的指導（4-3） ・児童のお金の使い込み（4-4） ・進路の強制（4-8） 				
児童の心理的な状況	<p>宗教の教理に従わないと（保護者に従わないと）養育ネグレクトに遭うなど、児童が不安に思っていないか、の確認</p>				



8. その行為をもって直ちに虐待とする類型（以下「直接虐待」）

問4-5 信仰する宗教の教え・決まり等を理由として、児童に対する治療として必要となる行為（輸血等）を行わないといった行為は児童虐待に当たるか。

（答）

理由の如何に関わらず、医療機関の受診を合理的な理由無く認めない行為や、医師が必要と判断する医療行為（手術、投薬、輸血等）を受けさせないこと（輸血を拒否する旨の意思表示カード等を携帯することを強制することを含む。）はネグレクトに該当する。必要に応じて、一時保護による緊急対応や児童相談所長による親権停止申立（民法第834条の2、児童福祉法第33条の7）を検討すること。

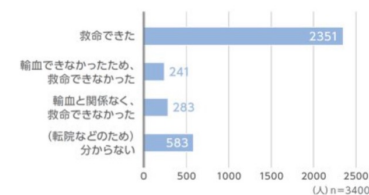
出所「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」
2022年12月27日厚生労働省子ども家庭局長

どのようなタイミング？	医療機関での受信のタイミングで保護者の意思表示により理解できると思われます。
直接虐待か？ 間接虐待か？	直接虐待
留意点	単独でも身体的虐待が成立します。

輸血を拒否された経験を持つ医師の7%は、輸血拒否が理由で救命できなかった経験がある計算となる。

出所

日経メディカル「信仰を理由に輸血を拒否された経験を持つ医師は7割」



日経メディカル調査では、輸血拒否で救命できなかった経験を持つ医師が241名

(4) 問8. 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の事例で対応が困難だったこと

問6で「該当する事例があった」と回答した医療機関（22件）に該当する事例について対応が難しかったことを聞いたところ、以下のような回答があった。

- 13歳のこどもの輸血を理由に骨髄移植を拒否。本人も洗礼予定。看取りとなった
- このうち、「医療機関を受診させない、医師が必要と判断した輸血行わせない」「医療機関を受診させない、医師が必要と判断した治療行為（輸血を除く）を行わせない」ケースが、ともに10か所の医療機関から「あった」と回答されており、中には看取りになったこどもの事例もあげられた。

出所「保護者による宗教の信仰等に起因する児童虐待に関する調査研究報告書」 子ども家庭庁

子ども家庭庁の調査で、輸血拒否による児童の死亡事例が確認された。

支援に当たっての提案

本項目単独で虐待を構成する。躊躇なく児童相談所に通報することや、医師の判断に沿った治療を受けさせることを検討する。

具体的な質問の案

問4-5 信仰する宗教の教え・決まり等を理由として、児童に対する治療として必要となる行為（輸血等）を行わないといった行為は児童虐待に当たるか。

（答）

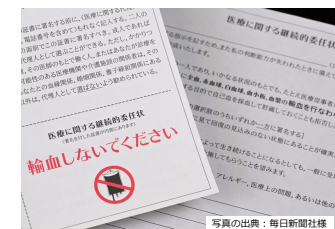
理由の如何に関わらず、医療機関の受診を合理的な理由無く認めない行為や、医師が必要と判断する医療行為（手術、投薬、輸血等）を受けさせないこと（輸血を拒否する旨の意思表示カード等を携帯することを強制することを含む。）はネグレクトに該当する。必要に応じて、一時保護による緊急対応や児童相談所長による親権停止申立（民法第 834 条の2、児童福祉法第 33 条の7）を検討すること。

出所「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A」
2022年12月27日厚生労働省子ども家庭局長

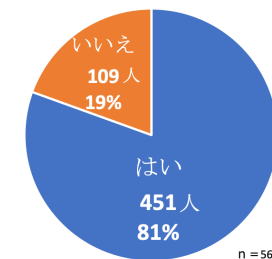
どのようなタイミング？	本項目単体では発見できない。他の項目で虐待の兆候が見られ、児童と話す機会があれば確認していただきたい。
直接虐待か？ 間接虐待か？	直接虐待
留意点	単独でも身体的虐待が成立します。

輸血拒否カードとは？

「医療に関する継続的委任状」と言い、全血、白血球、赤血球、血小板、血漿の輸血をしないことの指示が記載され、これに加えて、終末期医療にかかる指示も記載されている。



Q.輸血拒否カードまたは身元証明書を持っていたことがありますか？



出所「宗教団体「エホバの証人」における宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する実態調査報告書」
エホバの証人問題支援弁護団

弁護団調査では、81%が「輸血拒否カードをもっていた」と回答。

支援に当たったの提案

本項目単独で虐待を構成する。躊躇なく児童相談所に通報することや、児童虐待からの保護を検討する。

具体的な質問の案

「輸血拒否カードを持っていますか？」

(②身体的虐待)

問2-1 宗教活動等へ参加することについて体罰により強制するような事例については、児童虐待に当たるか。

(答)

宗教活動等への参加を強制することも含め、理由の如何にかかわらず、児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある体罰を行うことは身体的虐待に該当する。

問2-2 教義に関する講義などの宗教的行事に参加している中で、まじめに話を聞いていなかった、居眠りをしていたなどの理由により、保護者が児童を平手で叩く、鞭で打つといったことは、児童虐待に当たるか。

(答)

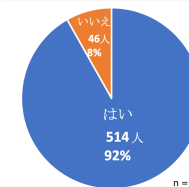
理由の如何にかかわらず、児童を叩く、鞭で打つなど暴行を加えることは身体的虐待に該当する。

出所 「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A」
2022年12月27日厚生労働省子ども家庭局長

どのようなタイミング?	児童の身体に傷があることに気づくことで発見できます。ただし、鞭（ムチ）はおしりにされるので、気づきにくいと言えます。
直接虐待か？ 間接虐待か？	直接虐待
留意点	単独でも身体的虐待が成立します。

Q. 鞭（ムチ）をされたことがありますか？

出所 「宗教団体「エホバの証人」における宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する実態調査報告書」
エホバの証人問題支援弁護団



弁護団調査では、92%が「鞭（ムチ）をされた」と回答。

「回答の中には10歳未満の段階で、火の上を歩かされたとか、滝行をさせられたとか、寝ずにずっとお経を読むことを強いられたとか、様々な体験を持った方がいる」

出所 TBS NEWS DIG
社会調査支援機構チキラボ「宗教2世」当事者の実態調査
1131人の回答分析から見えてきたもの



火の上を歩かされる、滝行をさせられる、寝ずにずっとお教を読むなどの事例がある。

支援に当たったの提案

本項目単独で虐待を構成する。躊躇なく児童相談所に通報することや、児童虐待からの保護を検討する。

具体的な質問の案

「叩かれたとか、殴られたことがある？」

問5-2 宗教活動の一環と称し、宗教団体の職員その他の関係者に対して児童本人の性に関する経験等を話すことを児童に強制する行為は児童虐待に該当するか。

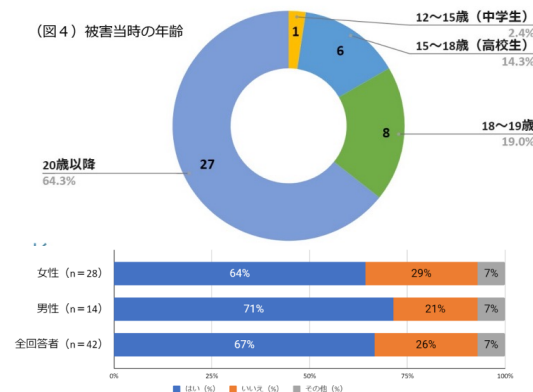
(答)

児童に対して自身の性に関する経験を他者に開示することを強制する行為は性的虐待に該当する。また、保護者が直接的にこうした行為をせすとも、そうした行為を児童に対して行わせる場と知りながらそれを防止するための特段の手立てを取らないことは性的虐待又はネグレクトに該当する。

出所「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」
2022年12月27日厚生労働省子ども家庭局長

どのようなタイミング？	本項目単体では発見できない。他の項目で虐待の兆候が見られ、児童と話す機会があれば確認していただきたい。
直接虐待か？ 間接虐待か？	直接虐待
留意点	単独でも身体的虐待が成立します。

Q. あなたは「審理委員会における長老団に対して、自身の性に関する経験等を話すように強制された」ことがあり、それを性的虐待と感じていますか。



出所 エホバの証人教団内での性的虐待に関する調査報告
(2023年11月版) JW児童虐待被害アーカイブ

児童の時に性的なことを教団関係者の前で話させられ、生きづらさを感じている事例が報告された。

支援に当たっての提案

本項目単独で虐待を構成する。躊躇なく児童相談所に通報することや、児童虐待からの保護を検討する。

具体的な質問の案

「性的な体験を話すことを強要されたことがありますか？」

問4-2 宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込み（寄附、寄進等の呼称の如何を問わない。）により家庭生活に大きな支障が生じ、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等が提供されていない場合や、児童の小学・中学・高校・大学への登校や進学等の教育機会の提供に支障が生じているような場合については、児童虐待に当たるか。

（答）

宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みの結果家庭生活に支障が生じる場合も含め、児童に対し、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等を提供しない行為はネグレクトに該当する。

出所

「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」
2022年12月27日厚生労働省子ども家庭局長

どのようなタイミング？	過剰献金等による養育ネグレクトは、児童の着ている洋服が他の児童と異なることや、遠足などの際のお金のかかる行事への参加の際に明るみになることがある。
直接虐待か？ 間接虐待か？	直接虐待
留意点	過剰な献金により、保護者の生活さえ成り立たず、児童が貧困を強いられ教育ネグレクトなど様々な虐待に繋がります。



出所

旧統一教会「献金の返還求めず」念書は無効 最高裁初判断
日本経済新聞社 2024年7月11日

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）側の違法な勧誘で献金被害に遭ったとして、元信者の遺族が教団側に約6500万円の損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第1小法廷（堺徹裁判長）は11日、元信者が署名押印した「返金や賠償を求めない」との念書を「無効」と判断した。

勧誘行為を巡っては、献金総額が1億円を超えるなど「**態様は異例で生活の維持に無視しがたい影響を及ぼす程度だった**」とした。

最高裁で献金が「態様は異例で生活の維持に無視しがたい影響を及ぼす程度だった」と認定された。

支援に当たっての提案

本項目単独で虐待を構成する。躊躇なく児童相談所に通報することや、児童虐待からの保護を検討する。

具体的な質問の案

「洋服とかお菓子とか買ってもらえている？」

保護者が無視する、家から出されるなどの村八分的・拒絶的対応について (養育ネグレクト)

宗教虐待、支援者として どう対応するか

(③心理的虐待)

問3-1 宗教活動や布教活動への参加強制や人生選択の強制、激しい言葉での叱責や感情的な言葉を用いての脅し等により幼少期からの継続的な恐怖の刷り込み等は児童虐待に当たるか。また、児童を宗教活動等に参加させることを目的として、あるいは、児童が参加に消極的であるといったことを原因・きっかけとして、無視する行為、常に拒絶的・差別的な態度をとることについてはどうか。

(答)

「～をしなければ/すれば地獄に落ちる」、「滅ぼされる」などの言葉や恐怖をあおる映像・資料を用いて児童を脅すこと、恐怖の刷り込みを行うこと、児童を無視する・嫌がらせをする等拒否的な態度を継続的に示すことで、宗教活動等への参加を強制することや進路や就労先等に関する児童本人の自由な決定を阻害すること(保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入の拒否等を含む。)は、いずれも心理的虐待又はネグレクトに該当する。

出所「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A」
2022年12月27日厚生労働省子ども家庭局長

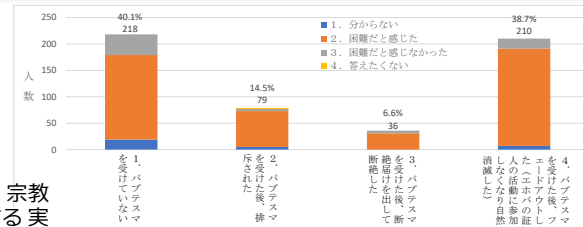
どのようなタイミング?	本項目単体では発見できない。他の項目で虐待の兆候が見られ、児童と話す機会があれば確認していただきたい。
直接虐待か? 間接虐待か?	直接虐待
留意点	養育ネグレクトは単独でも児童虐待となりうるため、児童と会話する際に注意深く確認する必要がある。

支援に当たったの提案

本項目単独で虐待を構成する。躊躇なく児童相談所に通報することや、児童虐待からの保護を検討する。

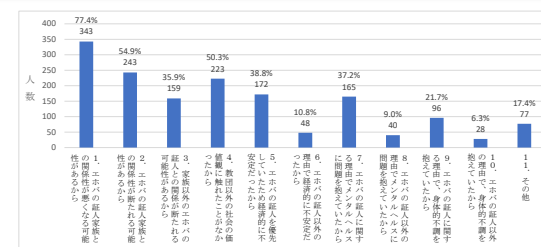
Q. エホバの証人から離脱することが困難だと感じましたか?

出所
「宗教団体「エホバの証人」における宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する実態調査報告書」
エホバの証人問題支援弁護団



弁護団調査では、「離脱が困難」と回答。

Q.上の質問で「困難だと感じた」とお答えになった方にお尋ねします。その理由を教えてください。あてはまるものをすべてお選びください。



- ①主に**家族関係の悪化を恐れて離脱できない。**
- ②**一般社会の価値観に触れていないことも離脱困難理由**
- ③また、**経済的問題、メンタルヘルスも離脱困難理由**

具体的な質問の案

「宗教をやめることを考えたことがある?」

9. その行為に一定の要件が合わさる場合に虐待とする類型（以下「間接虐待」）

問4-4 児童がアルバイト等により得た収入について、児童の意思に反する形で、保護者が宗教等の信仰活動等に消費（寄附、寄進等の呼称の如何を問わない。）した場合には、児童虐待に当たるか。また、どのような支援が考えられるか。

（答）

児童の財産管理権を有すること乗じ、児童のアルバイト等により得た収入（高等学校や大学等への就学、進学に関し、児童に対して貸与もしくは支給された奨学金等を含む。）を取り上げ、児童本人の意思に反し、客観的に見て明らかに児童の現在の生活や将来につながる目的に消費する行為は、児童からの信頼を裏切ることなどにより児童の心情を著しく傷つける行為として心理的虐待に該当する。

出所「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」
2022年12月27日厚生労働省子ども家庭局長

どのようなタイミング？	本項目単体では発見できない。他の項目で虐待の兆候が見られ、児童と話す機会があれば確認していただきたい。
直接虐待か？ 間接虐待か？	間接虐待
留意点	「従わなければ何をされるかわからない」「従わなければ養育されないのではないか」「従わなければ叩かれる」という恐怖とセットでされる場合は虐待性が強く疑われるため、恐怖を注意深く確認すべき。



出所 [NHK首都圏ナビ](#)

小川さん

「両親は私から200万円近くの給料をとっていきました。お金を渡さないと職場まで来て、渡すまで職場から帰りませんでした。そういったことが積み重なって私は精神を病みました。夫の支えで、心の症状については治っています。お金を返しもしないで、自分たちが正しいと主張を続けている人たちと、私のどちらが悪なのか。多くの人は分かってくれると信じています」

旧統一教会では、保護者が児童のお金の使い込みをしたことが証言されている。

支援に当たったの提案

疑わしい場合は単独でも児相に通報。保護に際しては、①本人が不安・恐怖を感じていないか②宗教虐待Q&Aの他の項目にも該当するか？③児童本人の意思がどうか、を確認し、総合判断することを提案します。

具体的な質問の案

- 「お金を取られたことがある？」↓
- ①「逆らうとどうなるか分からなくて不安」
 - ②他の虐待に関する質問をする
 - ③「自分の意思でしている？」

問3-4 児童に対し、他者の前で宗教等を信仰している旨を宣言することを強制するような行為は、児童虐待に当たるか。

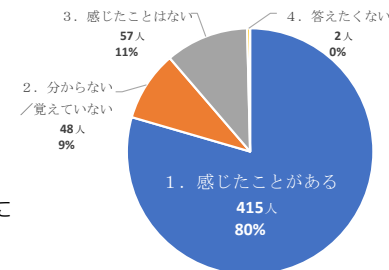
(答)

児童本人が宗教を信仰していないにもかかわらず信仰している旨を宣言することを強制する行為や、児童本人が自身の信仰する宗教等を他者に知られたいくない意思を有していることを考慮することなく、他者に対して信仰する宗教等を明らかにすることを強制する行為(特定の宗教を信仰していることが客観的に明らかとなる装飾品等を身につけることを強制する行為を含む。)は、児童の心情を著しく傷つけるものであり心理的虐待に該当する。

出所

「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」
2022年12月27日厚生労働省子ども家庭局長

Q. あなたは、エホバの証人の信仰を持っていないのに保護者や教団関係者から指示・推奨されて証言をしたと感じたことがありますか？



出所

「宗教団体「エホバの証人」における宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する実態調査報告書」
エホバの証人問題支援弁護団

弁護団調査では、80%が「信仰を持っていないのに証言をした」と回答。

どのようなタイミング？

典型的には、児童が「学校行事に参加できない」などの事情説明を学校の先生に対してする場合に、この虐待を確認できる。

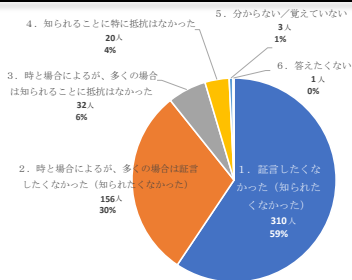
直接虐待か？
間接虐待か？

間接虐待

留意点

「従わなければ何をされるかわからない」「従わなければ養育されないのではないか」「従わなければ叩かれる」という恐怖とセットでされる場合は虐待性が強く疑われるため、恐怖を注意深く確認すべき。

Q. 証言の際、あなたは自身がエホバの証人に関与していること(信仰していることを含む)を他者に知られたいくない意思を有していましたか？



出所

「宗教団体「エホバの証人」における宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する実態調査報告書」
エホバの証人問題支援弁護団

弁護団調査では、89%が「他の人に知られたいくないのに証言をした」と回答。

支援に当たったの提案

疑わしい場合は単独でも児相に通報。保護に際しては、①本人が不安・恐怖を感じていないか②宗教虐待Q&Aの他の項目にも該当するか？③児童本人の意思がどうか、を確認し、総合判断することを提案します。

具体的な質問の案

- 「先生に言うこと(証言すること)は保護者の方に言われたの？」↓
- ①「証言しないとどうなるか分からなくて、不安と思った？」
 - ②他の虐待に関する質問をする
 - ③「自分の意思でしている？」

問3-3 宗教の教義等を理由とし、児童に対し、童話やアニメ、漫画、ゲームといった娯楽を一切禁止することは児童虐待に当たるか。宗教団体等が認めたもののみ限定するといった行為はどうか。

(答)

児童の監護教育に資するため娯楽等を禁止する行為については直ちに児童虐待に当たるものではないが、社会通念に照らして児童の年齢相応だと認められる娯楽等について、宗教等を理由に一律に禁止することは心理的虐待に該当する。また、宗教団体等が認めたもののみ限定する行為についても、それが教育上の配慮等に基づく合理的な制限と認められるものでなければ、宗教の信仰等を理由とするものであっても、児童の自由意思を損ねる行為として心理的虐待に該当する。

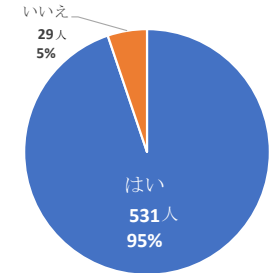
出所

「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」
2022年12月27日厚生労働省子ども家庭局長

Q. エホバの証人としてふさわしくないという理由で、アニメ、漫画、ゲームといった娯楽を禁止されたことがありますか？

出所

「宗教団体「エホバの証人」における宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する実態調査報告書」
エホバの証人問題支援弁護団



弁護団調査では、95%が「娯楽等を禁止された」と回答。

どのようなタイミング？	本項目単体では発見できない。他の項目で虐待の兆候が見られ、児童と話す機会があれば確認していただきたい。
直接虐待か？ 間接虐待か？	間接虐待
留意点	「従わなければ何をされるかわからない」「従わなければ養育されないのではないか」「従わなければ叩かれる」という恐怖とセットでされる場合は虐待性が強く疑われるため、恐怖を注意深く確認すべき。

Q. 制限されていたマンガやアニメ等のタイトルを教えてください。複数あれば、あるだけ教えてください。

出所

「宗教団体「エホバの証人」における宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する実態調査報告書」
エホバの証人問題支援弁護団

タイトル	回答数
ドラゴンボール	168
セーラームーン	95
クレヨンしんちゃん	88
全て	72
魔法もの全て	66
ポケモン	63
恋愛もの全て	42
戦隊もの全て	40
仮面ライダー	35
北斗の拳	35

弁護団調査では、一般的なマンガやアニメが制限されている。

支援に当たったの提案

疑わしい場合は単独でも児相に通報。保護に際しては、①本人が不安・恐怖を感じていないか②宗教虐待Q&Aの他の項目にも該当するか？③児童本人の意思がどうか、を確認し、総合判断することを提案します。

具体的な質問の案

- 「マンガとかアニメも禁止されているの？」↓
- ①「守らないととどうなるか分からなくて不安？」
 - ②他の虐待に関する質問をする
 - ③「自分の意思でしている？」

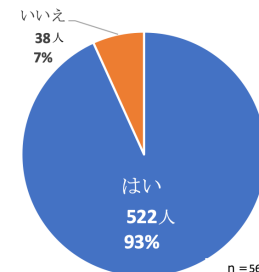
問3-2 児童に対し、特定の宗教を信仰しない者との交友や結婚を一律に制限するような行為（誕生日会等の一般的な行事への参加を一律に制限する行為を含む。）は児童虐待に当たるか。また、日常生活上常時、そうした者を批判する言動を児童に対して繰り返す行為はどうか。

（答）

児童に対し、その年齢や発達¹の程度からみて、社会通念上一般的であると認められる交友を一律に制限し、児童の社会性を損なうような場合には、ネグレクトに該当する。また、交友や結婚を制限するための手段として、問3-1（答）に記載する脅迫や拒否的な態度を継続的に示すことや、児童の友人や教師など児童と交友関係を持つ者を「敵」、「サタン」その他これらに類する名を称すること等により、児童に対して強い恐怖心を与えることは心理的虐待に該当する。

Q. 交友関係（性別を問わず友人とのつきあい）、交際関係（恋愛感情や性愛を含んだ親密なつきあい）、結婚について、エホバの証人であることを理由に制限を受けた又は制限を受けたとお感じになったことがありますか？

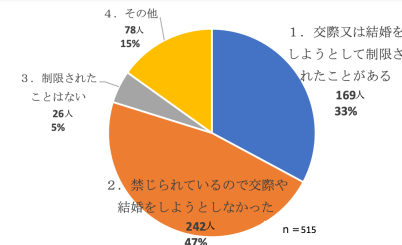
出所「宗教団体「エホバの証人」における宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する実態調査報告書」
エホバの証人問題支援弁護士団



弁護士調査では、93%が「交友・交際を制限された」と回答。

どのようなタイミング？	強制力が強い家庭の児童は、他の制限項目を学校でも全力で守ろうとするので、友人ができないとか、限られるという形で現れる。
直接虐待か？ 間接虐待か？	間接虐待
留意点	「従わなければ何をされるかわからない」「従わなければ養育されないのではないか」「従わなければ叩かれる」という恐怖とセットでされる場合は虐待性が強く疑われるため、恐怖を注意深く確認すべき。

出所「宗教団体「エホバの証人」における宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する実態調査報告書」
エホバの証人問題支援弁護士団



弁護士調査では、80%が「禁止されているので交際しようとしなかった」。

支援に当たっての提案

疑わしい場合は単独でも児相に通報。保護に際しては、①本人が不安・恐怖を感じていないか②宗教虐待Q&Aの他の項目にも該当するか？③児童本人の意思がどうか、を確認し、総合判断することを提案します。

具体的な質問の案

「宗教の外で友達²は自由に作って遊んでいいの？」

↓

- ①「守らないとどうなるかわからなくて怖い？」
- ②他の虐待に関する質問をする
- ③「自分の意思でしている？」

問2-3 礼拝、教義に関する講義などの宗教活動等へ参加させ長時間にわたり五体投地等の特定の動きや姿勢を強要する等して身動きできない状態にする行為や、深夜まで宗教活動等への参加を強制するような行為は児童虐待に当たるか。

(答)

長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する等して身動きができない状態にする行為は身体的虐待に該当する。

また、児童の就学や日常生活に支障が出る可能性がある時間帯まで宗教活動等への参加を強制するような行為は、児童の発育や児童に対する養育の観点から不適切なものとしてネグレクトに該当する。

その他、問3-1 (答)に記載する行為については心理的虐待に該当するものである。

出所

「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」
2022年12月27日厚生労働省子ども家庭局長

小川さゆりさん

「肩を引っ張られて、日曜礼拝に無理やり連れていかれて、肩を痛めたこともありましたが。朝5時からの祈祷会も参加させられたのですが、体が弱かったので気絶したことも何回かあったんですね。それでも無理やりやらされました」

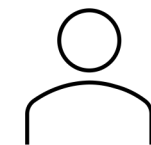


出所 [NHK首都圏ナビ](#)

本人が何度も気絶したにも関わらず、祈祷会に参加を強要

どのようなタイミング?	本項目単体では発見できない。他の項目で虐待の兆候が見られ、児童と話す機会があれば確認していただきたい。
直接虐待か? 間接虐待か?	間接虐待
留意点	「従わなければ何をされるかわからない」「従わなければ養育されないのではないか」「従わなければ叩かれる」という恐怖とセットでされる場合は虐待性が強く疑われるため、恐怖を注意深く確認すべき。

「大会では講演などで教義を学ぶ。「信者は基本的に全員参加で、子どもは意思にかかわらず長時間の出席を強いられる。特に全日程が平日に当たる埼玉などでは学校を休む必要があり、就学の機会が奪われる」



団作さん (20代)

出所 エホバ信じぬ2世「学校休まない」と…平日に行事 エホバ
「強制せず親尊重」 2世「子は親の影響下なのに」
2023/06/26埼玉新聞

学校のある平日に大会を開催、平日にも出席を求める。

支援に当たっての提案

疑わしい場合は単独でも児相に通報。保護に際しては、①本人が不安・恐怖を感じていないか②宗教虐待Q&Aの他の項目にも該当するか?③児童本人の意思がどうか、を確認し、総合判断することを提案します。

具体的な質問の案

「宗教活動に参加して学校に支障がある?」

↓

- ①「参加しないとどうなるか不安?」
- ②他の虐待に関する質問をする
- ③「自分の意思でしている?」

宗教の集まり等での恐怖の刷り込み 「～しないと滅ぼされる」「地獄に落ちる」

宗教虐待、支援者として
どう対応するか

(③心理的虐待)

問3-1 宗教活動や布教活動への参加強制や人生選択の強制、激しい言葉での叱責や感情的な言葉を用いての脅し等により幼少期からの継続的な恐怖の刷り込み等は児童虐待に当たるか。また、児童が宗教活動等に参加させることを目的として、あるいは、児童が参加に消極的であったといったことを原因・きっかけとして、無視する行為、常に拒絶的・差別的な態度をとることについてはどうか。

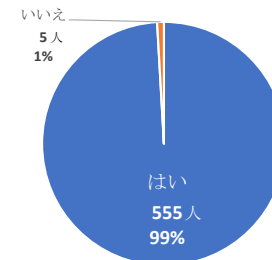
(答)

「～をしなれば/すれば地獄に落ちる」、「滅ぼされる」などの言葉や恐怖をあおる映像・資料を用いて児童を脅すこと、恐怖の刷り込みを行うこと、児童を無視する・嫌がらせをする等拒否的な態度を継続的に示すことで、宗教活動等への参加を強制することや進路や就労先等に関する児童本人の自由な決定を阻害すること(保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入の拒否等を含む。)は、いずれも心理的虐待又はネグレクトに該当する。

出所「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」
2022年12月27日厚生労働省子ども家庭局長

Q. あなたがエホバの証人の活動(集会など)に参加していた当時「～しなればハルマゲドンで滅ぼされる」「～しなれば樂園に行けない」と教わったことがありますか?

出所「宗教団体「エホバの証人」における宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する実態調査報告書」
エホバの証人問題支援弁護団

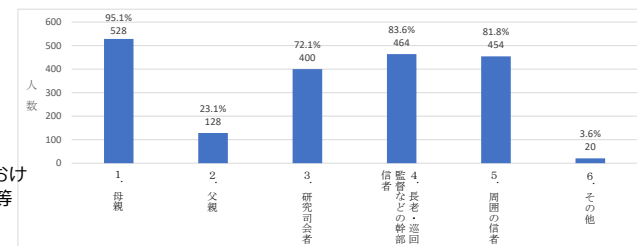


弁護団調査では、99%が「滅ぼされる、と教わった」と回答。

どのようなタイミング?	宗教の集まりに行くために学校を休むことがあります。学校を休む理由についてよく注意して聞いていただきたいと思います。
直接虐待か? 間接虐待か?	間接虐待
留意点	「従わなければ何をされるかわからない」「従わなければ養育されないのではないか」「従わなければ叩かれる」という恐怖とセットでされる場合は虐待性が強く疑われるため、恐怖を注意深く確認すべき。

Q. 「ハルマゲドンで滅ぼされる」「樂園に行けない」と教えた人は誰ですか?

出所「宗教団体「エホバの証人」における宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する実態調査報告書」
エホバの証人問題支援弁護団



弁護団調査では、80%以上が教団関係者から教えられた、と回答。

支援に当たっての提案

疑わしい場合は単独でも児相に通報。保護に際しては、①本人が不安・恐怖を感じていないか②宗教虐待Q&Aの他の項目にも該当するか?③児童本人の意思がどうか、を確認し、総合判断することを提案します。

具体的な質問の案

「宗教の集会には行っているの?」「『滅ぼされる』『地獄に堕ちる』って集会で教わるの?」

↓

- ①「守らないとどうなるかわからなくて不安?」
- ②他の虐待に関する質問をする
- ③「自分の意思でしている?」

宗教の集まり等での性的虐待 年齢に見合わない性的な内容を学習させられる

宗教虐待、支援者として どう対応するか

(⑤性的虐待)

問5-1 宗教の教義等を学ぶための教育などと称し、児童に対し、その年齢に見合わない性的な表現を含んだ資料を見せる行為や、口頭で伝える行為は児童虐待に該当するか。

(答)

児童に対し性器や性交を見せる行為や、児童に対してその年齢に見合わない性的な表現(セックス、マスターベーション、淫乱といった文言やイラスト等)を含んだ資料・映像を見せる行為や、口頭で伝える行為は、宗教の教義等を学ぶという名目であっても、性的虐待に該当する。

出所「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」
2022年12月27日厚生労働省子ども家庭局長

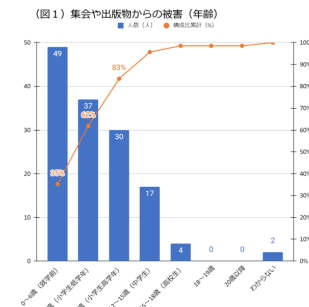
どのようなタイミング?	本項目単体では発見できない。他の項目で虐待の兆候が見られ、児童と話す機会があれば確認していただきたい。
直接虐待か? 間接虐待か?	間接虐待
留意点	「従わなければ何をされるかわからない」「従わなければ養育されないのではないか」「従わなければ叩かれる」という恐怖とセットでされる場合は虐待性が強く疑われるため、恐怖を注意深く確認すべき。

支援に当たっての提案

疑わしい場合は単独でも児相に通報。保護に際しては、①本人が不安・恐怖を感じていないか②宗教虐待Q&Aの他の項目にも該当するか?③児童本人の意思がどうか、を確認し、総合判断することを提案します。

Q. あなたは「A:集会のプログラムとして、年齢に見合わない性的な表現を含んだ出版物を見せられた、または性的な表現を含んだ話を聞かされた」ことがあり、それを性的虐待と感じていますか。

出所 エホバの証人教団内での性的虐待に関する調査報告(2023年11月版) JW児童虐待被害アーカイブ



弁護団調査では、8割以上が「就学前～小学生高学年(0～12歳)」から性的な表現を見聞きしていたと回答。

右のような表現を幼少期から見聞きするもので異様な環境。

(表2) 性的な表現の具体例 (上位10単語)

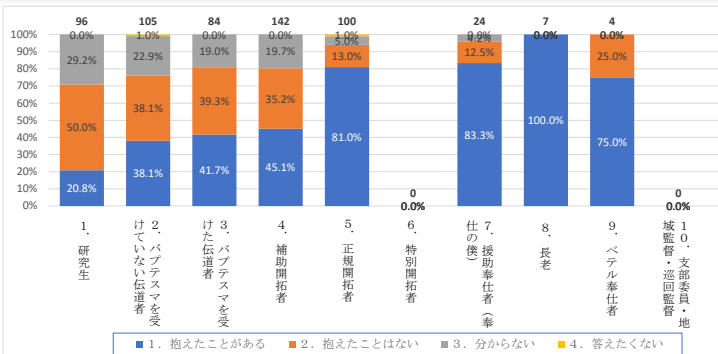
単語	出現回数 (回)
マスターベーション	40
オーラルセックス	29
アナルセックス	18
口腔交接	14
ハッティング	13
淫行	12
肛門交接	9
ポルネリア	8
姦淫	8
猥姦	7

複数回答

質問の案

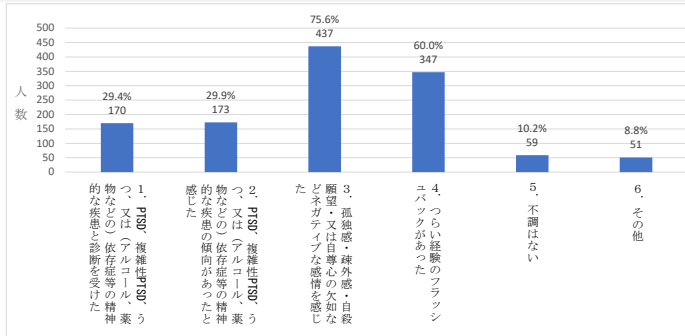
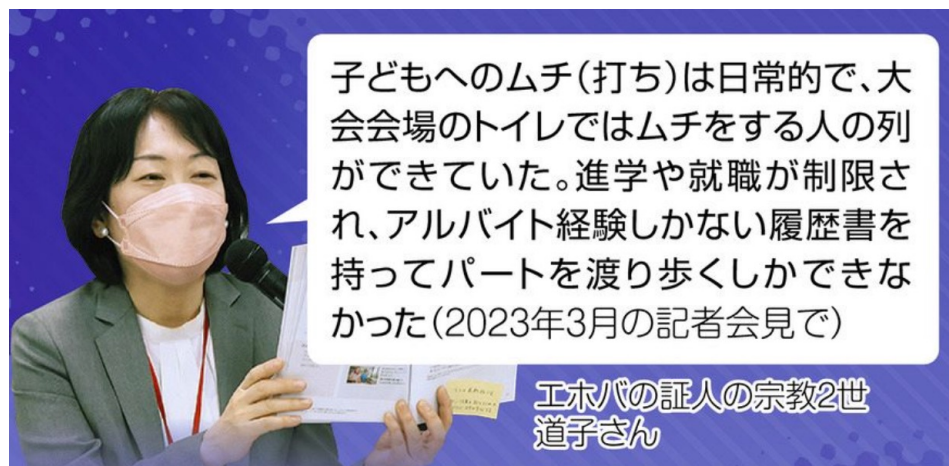
- 「宗教の集会で性的な内容を集会で教わったことがある?」↓
- ①「集会に行かないとどうなるか分からなくて不安?」
 - ②他の虐待に関する質問をする
 - ③「自分の意思でしている?」

宗教二世問題放置の社会的コスト



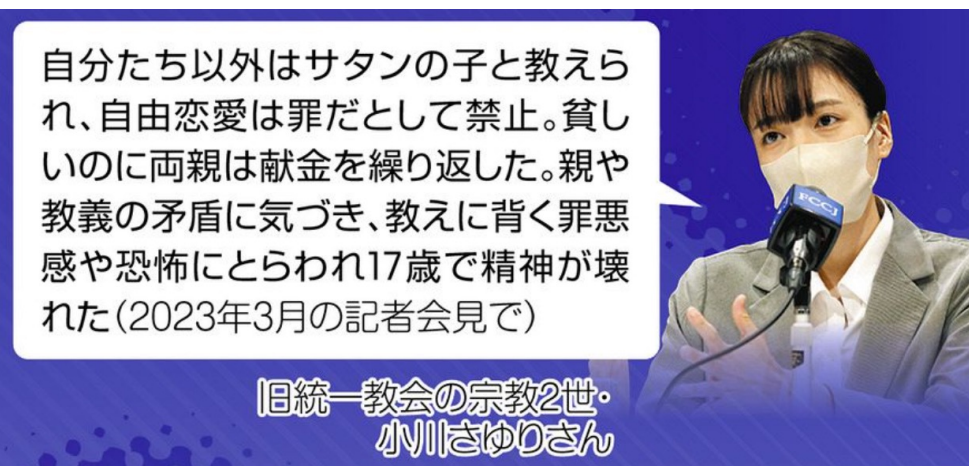
出所「宗教団体「エホバの証人」における宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する実態調査報告書」エホバの証人問題支援弁護団

弁護団調査では、教団内で出世するほど経済的に困窮する。



出所「宗教団体「エホバの証人」における宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する実態調査報告書」エホバの証人問題支援弁護団

弁護団調査では、うつ・PTSD等の精神疾患が平均の約9倍。



経済的困窮者、メンタル不調者を生み出すことになる。
そうなる前に予防する社会経済的必要性がある。